

2025/6/20 作成

令和 7 年度 個別予防接種 医療機関 (南部地区)

※県外や県内離島で接種する場合、事前に糸満市へ申請する必要があります。糸満市ホームページをご覧ください。健康推進課までご連絡ください。接種前の申請を行わなかった場合、全額自己負担となります。

[illegible]

1. 予防接種について

- ・お母さんが赤ちゃんにプレゼントした「免疫(病気に対する抵抗力)」は、生まれた後、徐々に失われていく。
- ・そのため、赤ちゃん自身で免疫をつくって病気を予防する必要がある。その助けとなるのが予防接種。
- ・「**予防接種**」とは、**病気に対する免疫をつけたり、免疫を強くするために、ワクチンを接種すること。**
- ・「**ワクチン**」とは、感染症の原因となるウイルスや細菌、または菌がつくり出す毒素の力を弱めた予防接種液のこと。
- ・予防接種の主な目的: ①**予防接種を受けた者が感染症になることを予防する・重症化を防ぐ。(個人予防)**
②**感染症が社会にまん延してしまうのを防ぐ。(集団予防)**

2. 定期接種と任意接種、A類疾病とB類疾病

2-1. 定期接種 「予防接種法」によって定められている。

- ①**A類疾病**: 主に**集団予防、重篤な疾患の予防【接種を受ける努力義務あり】**
※1人あたり、約35万円分の予防接種が原則無料 (ロタ・B型肝炎・小児肺炎球菌・五種混合・BCG 等)
- ②**B類疾病**: 主に**個人予防【接種を受ける努力義務なし】** ※糸満市より、一部補助あり (高齢者肺炎球菌 等)

2-2. 任意接種 定期接種以外のもの。

【全額自己負担】 市からのお知らせなし。直接医療機関へお問い合わせください。

3. 接種前の確認

- ①予診票は、お子さんの健康状態に詳しい保護者が事前に記入し、母子手帳と一緒に持参してください。
- ②受ける予防接種についての必要性や副反応について、よく理解しておきましょう。
- ③予防接種は体調の良い時に受けましょう。以下の方は、接種を見合わせる、もしくは事前に医師とご相談ください。

3-1. 予防接種を受けることができない者

- ①明らかに発熱している者(通常37.5℃以上)。
- ②重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者。
- ③接種しようとする接種液の成分によって、アナフィラキシーを起こしたことがある者。
- ④その他、予防接種を行うことが不適当な状態にある者。

3-2. 接種前に医師と相談が必要な者

- ①心臓血管系・腎臓・肝臓・血液の病気、发育障害などの基礎疾患を持っている者。
- ②予防接種を受けた後、2日以内に発熱のみられた者、及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を出たことがある者。
- ③過去にけいれんを起こしたことがある者。
- ④過去に免疫不全と診断された者、および近親者に先天性免疫不全症の者がいる者。
- ⑤接種しようとする接種液の成分に対して、アレルギーを起こすおそれのある者。
- ⑥麻しんにかかり、治癒後4週間を経過していない者。
- ⑦風しん・おたふくかぜ・水痘にかかり、治癒後2～4週間を経過していない者。
- ⑧突発性発疹・手足口病・伝染性紅斑等のウイルス性疾患にかかり治癒後1～2週間を経過していない者。
- ⑨ ⑥～⑧の潜伏期間と思われる者。



4. 接種後に気をつけること

- ①すぐに帰宅せず、少なくとも30分間は安静にしてください。
- ②接種後、生ワクチンは4週間、不活化ワクチンは1週間、副反応の出現に注意しましょう。
- ③接種部位を清潔に保ちましょう。接種部位はこすらないでください。
- ④接種後まる一日は、過度な運動を控えましょう。
- ⑤接種後、接種部位の異常な反応や体調の変化があった場合は、速やかに医師の診察を受けましょう。

5. 副反応について

予防接種を受けた後に起こるかもしれない体の反応のことです。発熱、接種した部分の発赤・腫れ・しこり、発疹などがあります。通常、数日以内に自然に治ります。ひどい腫れ、高熱、ひきつけなどの症状があった場合は医師にご相談ください。

6. 予防接種による健康被害救済制度について

定期予防接種による副反応のために、医療機関での治療や生活での支援が必要になったときは、法律に定められた救済制度があります。詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。

★**予防接種の対象者は糸満市に住民登録がある者に限ります。**

お問合せ先 **糸満市役所 健康推進課 予防係** **電話:098-840-8126**